

永平寺町松岡福祉総合センター条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和7年12月2日

福井県吉田郡永平寺町長 河合 永 充

永平寺町条例第29号

永平寺町松岡福祉総合センター条例の一部を改正する条例

永平寺町松岡福祉総合センター条例(平成18年永平寺町条例第97号)の一部を次のように改正する。

第2条の表を次のように改める。

名称	事業	所在地
永平寺町松岡福祉総合センター (翠荘)	(1) 老人福祉センター 老人に対して、各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする。	永平寺町松岡吉野塚第15号44番地
	(2) 保健センター 住民の健康づくりを推進するため、住民に密着した健康相談、健康教育、健康診査等の保健サービスを総合的に行う拠点とすることを目的とする。	
	(3) 児童館 児童に健全な遊び場を与え、個別的又は集団的に指導して、健康を増進し、情操を豊かにするとともに、児童の健全育成を総合的に行うことを目的とする。	
	(4) こども家庭センター 全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行うとともに、支援をつなぐためのマネジメントを行い、効果的で切れ目のない支援体制を構築し、こどもが心身ともに健やかに育つことを目的とする。	
	(5) 子育て支援センター 子育て家庭の保護者や子ども等に対する相談指導を行うとともに、各種子育てに係る情報の提供及び援助の調整を行うことを目的とする。	
	(6) 子どもの屋内遊び場 天候に左右されない遊びの機会を提供し、子どもの健全育成及び安心して子育てができる環境の充実を図ることを目的とする。	

(7) ニュースポーツ広場

子どもから高齢者まで幅広い年代で楽しめるニュースポーツを取り入れることで、運動機会、時間の増加につなげ、健康増進及び地域住民との交流を活性化させることを目的とする。

附 則

この条例は、令和7年12月19日から施行する。